

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第7号

平成29年第4回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年12月8日

吉川松伏消防組合管理者 中 原 恵 人

記

- 1 期 日 平成29年12月20日（水）
- 2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

| | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|----|----|----|---|---|----|----|----|
| 1番 | 松 | 岡 | 高 | 志 | 議員 | 2番 | 小 | 野 | 潔 | 議員 | | |
| 3番 | 稲 | 葉 | 剛 | 治 | 議員 | 4番 | 遠 | 藤 | 義 | 法 | 議員 | |
| 5番 | 吉 | 川 | 敏 | 幸 | 議員 | 6番 | 伊 | 藤 | 正 | 勝 | 議員 | |
| 7番 | 山 | 崎 | 隆 | 一 | 郎 | 議員 | 8番 | 平 | 野 | 千 | 穂 | 議員 |
| 9番 | 長 | 谷 | 川 | 真 | 也 | 議員 | | | | | | |

不応招議員（なし）

平成29年第4回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年12月20日（水曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 第7号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 第8号議案 平成29年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）

午前9時30分開会

出席議員（9名）

| | | | | | |
|----|-------|----|----|------|----|
| 1番 | 松岡高志 | 議員 | 2番 | 小野潔 | 議員 |
| 3番 | 稲葉剛治 | 議員 | 4番 | 遠藤義法 | 議員 |
| 5番 | 吉川敏幸 | 議員 | 6番 | 伊藤正勝 | 議員 |
| 7番 | 山崎隆一郎 | 議員 | 8番 | 平野千穂 | 議員 |
| 9番 | 長谷川真也 | 議員 | | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | |
|--------|------|
| 管理者 | 中原恵人 |
| 副管理者 | 鈴木勝 |
| 監査委員 | 小島伊紀 |
| 消防長 | 地引二郎 |
| 会計管理者 | 増田典道 |
| 次長 | 戸井田勉 |
| 総務課長 | 小池稔 |
| 警防課長 | 田中文雄 |
| 吉川消防署長 | 黒田信浩 |
| 指令室長 | 山崎隆行 |
| 松伏消防署長 | 伊藤嘉則 |

本会議に出席した事務局職員

| | |
|------|------|
| 書記長 | 大澤克弥 |
| 書記次長 | 橋本知之 |
| 書記 | 麻生悠樹 |

○長谷川真也議長 皆様、おはようございます。議員の皆様方には、大変お忙しい中、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。

◇

◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○長谷川真也議長 ただいまの出席議員は全員であります。これより平成29年第4回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○長谷川真也議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○長谷川真也議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○長谷川真也議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、

8番 平野千穂 議員

1番 松岡高志 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○長谷川真也議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



◎諸般の報告

○長谷川真也議長 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より平成29年7月から平成29年11月までの出納検査の結果について報告があり、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いします。

次に、今期定例会に出席の説明員の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○長谷川真也議長 日程第4、行政報告を行います。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 皆さん、おはようございます。議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、平成29年第4回吉川松伏消防組合議会定例会に際しまして出席を賜り、深く感謝申し上げる次第でございます。

それでは、早速でございますけれども、3点の行政報告をさせていただきます。1点目、消防救助技術大会について申し上げます。第3回7月議会にて、7月14日、山梨県にて開催されました関東地区大会に引き揚げ救助の1チームが出場するとの報告をさせていただきましたが、8月23日、宮城県にて開催されました全国大会への出場には及びませんでした。また、個人競技で同全国大会に出場しましたロープブリッジ渡過の隊員は減点なく入賞し、当消防組合の消防救助技術の高さ、力強さをアピールすることができ、引き続き消防救助技術の向上、継承を図るものと期待しております。

続きまして、2点目、松伏消防署に配備してございます松伏支援1の更新配備について申し上げます。松伏支援1は、救助用ボートの積載のほか、多目的にほかの消防器具も搬送できるよう積載方法を工夫し、効果的に資機材を積載できる仕様となっております。また、救助用のボートについ

でも軽量化を図るため、従来のアルミ製からゴム製のボートに変更したものでございます。

3点目、消防団車両の更新配備について申し上げます。主に南広島を管轄しております吉川市消防団第3分団並びに主に築比地を管轄しております松伏町消防団第7分団の車両につきましては、油圧救助用資機材などを積載し、消火活動のみならず、各種災害での対応が可能となる多機能型車両でございまして、平成29年10月13日の納車後に各所属消防団員に対し取り扱い説明会を実施し、10月14日より運用を開始したものでございます。

以上で行政報告を終わります。



◎一般質問

○長谷川真也議長 日程第5、一般質問を行います。

通告に従いまして、6番、伊藤正勝議員の質問を許可します。

通告第1号、6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 6番、伊藤でございます。2年間の吉川松伏消防組合議会議員の実質的に任期最後の議会でございます。毎回質問に立っておりますけれども、改めて消防、救急救命業務の重要性、そしてご苦勞に対して思いをいたし、感謝を申し上げておきます。

おとといでしたか、大宮で風俗店の出火による火災、4人が死傷するということもありました。消火活動とともに、特別点検などの事業を初め、管轄消防局において行われている。吉川でもいろいろと自覚しながら対応していただいているというふうにとめております。

それでは、通告に従って質問をいたします。1つは、埼玉県三芳町でアスクルの物流倉庫の火災がありました。12日間も要するという異常な火災でございました。この検証結果を注視して、教訓を生かしてほしいという立場から何度か取り上げてきましたけれども、今回それに関連して、消防水利等に関する指導要綱を改めるということが具体的な動きとして出ているようであります。

質問の第1であります。今回の指導要綱、消防水利等に関する指導要綱案がホームページにも列挙されております。これは消防庁に、このアスクルの火災を受けて、消防庁の指導に基づく対応であるかなと受けとめておりますが、それでその具体的な事実関係。そして、この指導要綱について吉川独自の受けとめ方や取り組みがあるのか、こういう点も伺っておきます。

第2は、この指導要綱の概要は、水利施設設置基準の見直しなど6項目が掲載をされております。12月12日までの期限でパブリックコメントを求めてきたわけでありまして。その内容と6項目についての説明をこの機会に受けたいと思っております。

管内の開発事業の実情、現在の規定ではそぐわないという表現もございました。この点についても伺いたい。

パブリックコメントの寄せられた件数。そのほか何らかの意見の聴取などはあったのか、伺っておきます。

糸魚川大火も去年の12月22日のことをございました。全国的な衝撃と大きな教訓を残していると思います。強風で昼間の出火ながら30時間にわたって144戸が焼失をいたしました。消防協会などでは具体的にこの教訓を生かすように求めているわけであります。強風による飛び火等の対策、消火栓の点検整備、消防団の装備の強化、火災警報器の設置など具体的に示しておりますけれども、これらの提言を吉川松伏消防本部としてはどう受けとめて対応しているか、これからの取り組みについても伺っておきます。

今回の報告書の中で、少年消防クラブ全国交流会で吉川のクラブが4位に入ったということが記載されています。大変明るいニュースだと受けとめています。全国で50チームが参加したということが記載されておりましたけれども、この機会に、どのような内容だったのか。消防への青少年、若い人たちへの関心ということも考えながら、もっとPRしてもいいのかなという思いで質問をしておきます。

今年度の採用と再任用についても伺っておきます。今年度の採用試験、どういう状況だったのか。何人を採用されたのか。職員の定員管理、そしてこれからの方針、これを1つは伺っておきます。

もう一つは、再任用。定年退職の60歳から年金支給までの間、だんだん開きが出てまいりますけれども、その間は希望者は再任用で職務を提供しなければならないということになっています。現状と、これから5年間の見通し。

そして、ベテランの再任用の職員をどう活用するかということとはとても大きな課題ではないかと思っています。消防だけではありませんけれども、消防は特に現場との対応ということになってまいりますと、対応的な問題などが一つ乗り越えなければならない課題なのかなと思ったりしていますが、実情と活用ということについて支援が要るのだらうと思います。どういうふうにお考えなのか、伺っておきます。

今回の一般質問の最後に、新消防長の心構えと実践についてということでお伺いをしておきます。この4月の人事異動で現場上がりの消防長が初めて事実上誕生しました。ホームページを拝見いたしますと、今後高い確率で予想される首都直下地震の災害に対応できるように特化して、重点化して組織運営に努める決意を示されています。特化し、重点化する組織運営とは何なのか。具体的にどういう取り組みをされてきたのか。励ましの気持ちを込めて、今後の消防に期待を込めて、最後の質問としておきます。よろしく願いをいたします。

○長谷川真也議長 ただいまの6番、伊藤正勝議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

田中文雄警防課長。

○田中文雄警防課長 警防課長の田中でございます。伊藤議員のご質問に順次お答えいたします。

まず、1点目の消防水利等に関する指導要綱についてのうち、1番目の今回の指導要綱はこれを

受けての消防庁の指導に基づくものか、吉川独自の受けとめ方や取り組みについてでございますが、お手元に資料としてお配りしてございますが、今回の改正につきましては、平成29年2月16日に発生しましたアスクル物流倉庫火災、また新たな都市計画、大規模な倉庫やショッピングセンターの開発などにより、改正する必要があると判断し、当消防組合が独自に取り組んだもので、消防庁の指導に基づくものではございません。

次に、2番目のうち、指導要綱の概要は、水利施設設置基準の見直しなど6項目に関してについてでございますが、まずパブリックコメントを行った経緯といたしまして、現行と改正案の指導要綱とでは、開発行為の面積、建築行為の延べ面積により、消防水利施設等の設置数量が増え、費用面など事業主への負担が大きくなるため、パブリックコメントを実施したものでございます。

主な概要として6項目を挙げておりますが、1つ目は、用語の定義や指導要綱全般の文言の修正。2つ目は、開発面積、建築行為の延べ面積により、消火栓や防火水槽を設置する基準の見直し。3つ目は、消火栓の管理や移譲は現行の指導要綱にも規定はされておりますが、宅地分譲住宅に限り、開発規模に応じて防火水槽を市や町へ移譲する場合も想定した条文の追加。4つ目は、改正案をもとに、各様式の文言の修正や追加。5つ目は、設置する消火栓や防火水槽の型式や仕様の追加。6つ目は、現行のはしご車の車体や性能に合わせた消防活動空地の基準を追加したものでございます。

次に、管内の開発事業の実情と現在の規定ではそぐわないとの表現もあるがについてでございますが、吉川市や松伏町の開発事業は、先ほども申し上げましたとおり、新たな都市計画、または大規模な倉庫やショッピングセンターの建築、建設が予定され、増加傾向にございます。現行の指導要綱に基づきますと、40立方メートル以上の防火水槽の設置となりますので、事業主の方に、開発規模に応じて60立方メートルまたは80立方メートルの防火水槽の設置、または建物の建築位置によっては40立方メートルの防火水槽を2基設置していただきたいなどと協力依頼をしております。しかしながら、現行の規定では具体的な数量などが示されていないことから、40立方メートルの防火水槽の設置で基準を満たすと判断する事業主の方が大半を占めております。そのような状況であるため、開発規模に応じた消防水利施設の設置基準を示したものでございます。

また、この指導要綱が施行されるまでの間に協議書の提出がなされた開発事業につきましては、改正案の指導要綱に沿った消防水利等の設置を協力の範囲で求めてまいります。

最後になりましたが、今回行ったパブリックコメントに対しての意見の提出はございませんでした。

以上でございます。

○長谷川真也議長 黒田信浩吉川署長。

○黒田信浩吉川消防署長 吉川署長の黒田でございます。よろしくお願いたします。

2点目の糸魚川の大火の教訓で、強風による飛び火などの対策、消火栓の点検整備、火災報知機の設置に基づく提言をしています。吉川松伏消防組合として、どう受けとめ、対応していますか。

今後のことにつきまして順次お答えいたします。

1 番目の強風による飛び火などの対策についてでございますが、吉川松伏消防組合消防計画で定めております第 9 章、火災警防計画に基づきまして活動を行うものでございます。具体的な内容といたしましては、火災の飛び火警戒の項目におきまして、飛び火防御は、主として消防団をこれに充て、警戒待機と警戒巡らと区分されており、消防長と消防団長が協議を行い、消防団の運用を行うものでございます。

また、風速ごとにおおよその飛び火警戒範囲が示されておりまして、例を挙げますと、風速 5 メートル以内のとき、おおむね 500 メートル以内が範囲としております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 田中文雄警防課長。

○田中文雄警防課長 糸魚川大火の教訓についてのうち、消火栓の点検整備についてでございますが、当消防組合では各署において管内の水利施設を年に 2 回点検を実施しております。万が一水利施設に不具合が生じた場合には、関係機関や事業主に修繕や適正な維持管理を依頼しております。

また、糸魚川市大規模火災の発生により、消防庁長官から、大規模火災発生時の消防水利の確保に万全を期するため、コンクリートミキサー車などによる給水支援を受け、継続的な消火活動が可能となるよう、建設業協会などとの間で給水活動について協定を締結するように通知がございました。当初県では、協定に係る関係機関と調整を行っているとの通知でございましたが、11月20日の県との会議の中で、各消防本部の地域の実情に合わせて協定を締結していただきたいとの回答がありました。当消防組合といたしましては、管轄内のコンクリートミキサー車を保有する事業者や建設業協会などを視野に入れて検討し、協定の締結を進めてまいりたいと考えております。

次に、3 番目の消防団の装備の強化についてでございますが、平成 26 年に一部改正された消防団の装備の基準に基づき、行政報告にもございました多機能型車両の導入を平成 27 年度より更新整備を進めているほか、平成 28 年、29 年度には防火衣の更新に取り組んだところでございます。今後につきましても、消防団車両や消防用ホースの更新、情報通信機器の充実など装備の強化を進めてまいります。

以上でございます。

○長谷川真也議長 戸井田勉次長。

○戸井田 勉次長 次長の戸井田でございます。よろしく願いいたします。

糸魚川大火の教訓についてのうち、火災警報器の設置などでございますが、当消防組合においても住宅用火災警報器の重要性を理解し、普及啓発に取り組んでいるところでございます。取り組み内容につきましては、吉川市、松伏町の広報紙への掲載や、市、町民まつりなど各種イベント、消防訓練などで広報活動を実施しているところでございます。

また、全国的にも高齢者の死者が多いことから、吉川市、松伏町の民生委員定例会にも出席をし、

広報活動を実施しているところでございます。さらに、消防団や松伏町社会福祉協議会、吉川松伏防火安全協会や民生員の協力のもと、高齢者世帯へ住宅用火災警報器の助成、取り付けを行っているところでございます。今年度につきましては、本日までに91世帯に対し住宅用火災警報器の助成、取り付けを実施したところでございます。

今後につきましても、関係機関と連携強化に努め、普及啓発に取り組みたいと考えております。以上でございます。

○長谷川真也議長 小池稔総務課長。

○小池 稔総務課長 総務課長の小池でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、3点目の少年消防クラブ全国交流会での入賞についてでございますが、全国交流会につきましては、消防の実践的な活動を取り入れた合同訓練などを通じ、他の地域のクラブ員と親交を深めるとともに、消防団員からの被災経験、災害教訓、災害への備えなどについて学ぶことを目的に、平成24年度より日本消防協会などの協力により、総務省消防庁が開催しているものでございます。

全国交流会の内容につきましては、クラブ間の相互紹介、合同訓練、炊き出し、段ボール等を使用した避難所体験、地元消防団員との交流など防災教育を目的としました3日間の宿泊のプログラムとなっております。当少年消防クラブにおきましては、平成28年度、宮城県南三陸町での開催から参加させていただいているところでございます。29年度におきましては、8月の2日から8月の4日まで徳島県で開催され、北は北海道、南は熊本県まで50のクラブが参加しております。合同訓練などの詳細につきましては、お手元の資料、そちらをご参照いただければと思いますが、こちらの合同訓練に関しましては、ヨーロッパで行われております青少年消防オリンピック、そちらの競技の種目を取り入れました実施要領が定められておまして、5名1組、そちらでクラブ対抗リレー、クラブ対抗障害物競走、そちら2種目を実施しまして、合計タイムの速い上位5チームまでが入賞する形となっております。

全国交流会の参加対象者におきましては、小学5年生から中学3年生までのクラブ員並びに引率者となる指導者を含め7名までが参加できる形となっております。当少年消防クラブにおきましては、参加できるクラブ員を対象に、ホース延長などのタイム計測などを踏まえまして選考を行い、参加クラブ員6名を決定いたしまして、毎月の活動時、あとは開催前の1週間、そちらのほうで集中的に訓練を実施し、交流会に臨んでおります。

前年度におきましては、参加43チーム中、13位の結果でございましたが、前回の反省点、改善点を踏まえまして、今年度は交流会参加クラブ員の熱心な努力の結果、4位入賞をおさめることができました。全国交流会の入賞結果につきましては、当消防組合ホームページに掲載するとともに、参加クラブ員が在籍します中学校にも報告をさせていただきました。また、入賞を果たしましたクラブ員6名に対しましては、当消防組合におけます少年消防クラブ、そちらのクラブの名声を博し、

消防行政の発展に貢献しましたことをたたえ、当消防組合表彰規則に基づきまして、消防長より感謝状を授与いたしました。

当少年消防クラブのPRにつきましては、毎月のクラブ活動をホームページなどに掲載するなど、あとは市、町民まつりに参加しまして、火災予防普及啓発、クラブ員の募集活動などを実施し、PRに努めているところでございます。今後におきましても、全国交流会の成果などを踏まえ、クラブ活動をさらに充実させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 地引二郎消防長。

○地引二郎消防長 それでは、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

4点目の今年度の採用と再任用についてのうち、1番目の今年度の採用試験と採用の実情、職員の定員管理と今後の方針についてでございますが、今年度の採用試験につきましては、6月中旬より採用案内の広報を開始し、中級区分に1名、初級区分に14名の応募がございました。9月に教養試験及び作文試験による1次試験を実施し、初級区分の11名が合格基準を満たし、翌月に口述試験と体力試験による2次試験を行いました。2次試験には、口述及び体力試験の合計点上位の5名の者を合格とし、内定辞退などのために1名を次点合格といたしました。採用候補者として通知を送付した11月中に職員から退職願の提出がございましたことから、次点合格者を採用候補者とし、6名を平成30年4月1日以降の採用候補者名簿に登載したところでございます。

職員の定員管理につきましては、当消防組合の職員定数条例に基づき、160名の定数の範囲において、吉川市美南地区の開発など、近年の管内人口推移や救急出動件数の増加を踏まえ、平成34年度をめどに、吉川消防署南分署に消防隊1隊を増隊する6名の職員を増員する予定でございます。

平成29年度中の退職者は4名であり、次年度採用者は6名でございます。平成30年度は2名の増員を予定しており、平成30年度を含め3カ年で増員分を新規採用し、研修及び教育を重ね、万全な組織体制の構築を目指すところでございます。

2番目の今年度の再任用者の実情と今後5年間の見通しと活用の方策についてでございますが、今年度は3名の再任用職員が各課署に在職しており、引き続き1年間の任期を更新する予定でございます。また、今年度中、退職者4名のうち、定年退職者は2名となっておりますが、再任用の希望はございませんでした。新たな再任用職員はいないものとなっております。以降の平成30年度及び31年度につきましては、定年退職者は生じませんが、各年とも1名ずつの再任用の上限年齢であります65歳に達しますので、任期更新の希望状況によるところでございますが、平成31年度は2名、平成32年度は1名が再任用職員として在職予定でございます。

定年退職者におきましては、平成32年度末、平成34年度末に1名生じますことから、現在と同様、再任用職員におきます多様な専門知識、経験などの能力を積極的に活用したいと考えております。活用の方策につきましては、予防業務の補助に関する事、通信指令業務の補助に関する事など

を業務内容とし、本人の希望に基づく適材配置を行い、再任用制度のさらなる充実を図るものがございます。

次に、5点目の心構えと実践についてでございますが、本職が4月に消防長に就任した際に、市町民の生命、身体を保護する使命に全身全霊で取り組み、災害対応により特化、重点化する組織運営に当たる所存であることを決意表明させていただいたところでございます。幸いにも、消防長就任以降、当消防組合管内におきましては大規模な災害や事故等に見舞われることなく、業務を遂行、推進している次第でございます。しかしながら、今もなお発生が危惧されております首都直下地震等に対する対応力を強化する姿勢に関しましては、就任当初と何ら変わることはございません。職員に対しては、迅速な連絡体制を構築できるよう、緊急連絡訓練を実施し、連絡体制の強化を図りました。同様に、管内で大規模な地震が発生したことを想定し、消防本部職員による警防本部初動訓練を行い、有効かつ円滑な初動態勢が確立できるよう検証作業を進め、より実践的な対応が図れるよう訓練を行いました。また、埼玉県第4ブロック緊急消防援助隊合同訓練に参加し、近隣消防本部との連携活動能力の強化並びに迅速な参集体制の確立を図っております。今後におきましても、より強靱な指揮監督権を発揮し、万全な体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 ただいまの答弁に対しまして、再質問はありますか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 ありがとうございます。全国各地のいろんな火事や災害を自分たちのこととしてしっかり受けとめて取り組んでいらっしゃる、そういう心構えが伝わってきて、大変ありがたいと思っております。

幾つか再質問をいたしますけれども、この消防水利等に関する指導要綱、これはアスクルの教訓を受けてということ、もう一つは糸魚川大火の教訓ということは、広範な消防、防災活動に全般的に通じているのだろうと受けとめています。余り細かいことは伺いませんけれども、これらを含めて消防用施設等の点検方法の制度があるようであります。消防用施設等点検報告制度、年に1回は総点検をして、半年に1回程度チェックをして、そして各消防署に報告が義務づけられていると。そういう制度があるというふうに受けとめていますけれども、吉川の場合、そういう消火栓、あるいはスプリンクラー、あるいは消火器、こういうものを設置し、点検をして、報告を義務づけられている事業所、施設というものはどんなものか。どのぐらいあるのか。そして、その点検制度と報告の実情はどうなっているのかということをお伺いさせていただきます。

また、あわせてご指導もされていると思っておりますけれども、その点についても言及をお願いしたいということでもあります。

細かい点では消防団の装備の強化の中で、いろいろありますけれども、特に消防団の防災の衣料が、消火活動の中で衣服が燃えるというようなことで消防団の活動に支障があったと。したがって、

衣服の点検と、しっかりしたものへの更新というようなことも指摘されているのです。私はそれが特に具体的な印象として報告を受けとめたのですけれども、そこら辺はもうちょっと吉川の消防団についてはどうなのかと。ご説明をいただければと思います。

少年消防クラブ全国交流大会、資料も見て何となく概要はわかりますけれども、こういうものが、概要がわかるというよりも、まさに映像、音声やっているところ、スマホも含めてそういうもので紹介をしていくと。そうでないと結果だけとか表彰状、感謝状をとっているなんていう意味ではびんとこないだろうかと。ぜひ今の時代に即したい意味でのPR活動というものを、ぜひ一工夫お願いをしておきます。映像と音声ということで、明るいニュースはさらに皆さんに積極的にお知らせをして、一緒に元気をつくっていくという願いでございます。

採用と再任用について伺いました。定数条例上は160人、現在は150人ですか。6人採用をされると。これは、退職者を引いていくと何人の定数になるのか、ちょっと確認をしておきます。

それから、美南地区に6人は重点的に配置をするというふうに答弁されたかなと思ったのですが、現状と、美南地区のそれほど人口はこれからそんなに増えないのかなと。つまり美南地区の管轄は、新駅の東口なんかを含めたそういうものを全部包含しているのか。そのエリアもこの機会にちょっと、吉川消防署と南消防署の地域的な持ち分といいますか責任範囲みたいなことと人員の配置ということをあわせてご説明をいただきたい。

再任用は、なかなか消防の現場は厳しいだろうかと。指令室とか比較的OBの職場として向いているところも一部ありますけれども、なかなか再任用の人が増えてくると難しいかなと思っていましたけれども、再任用を求められてという人も相当数出てきそうではありますが、ぜひ皆さんが働きやすい、そういう職場環境に努めていただきたいと、これはお願いをしておきます。

最後に、消防長の心構え、改めてその思いを伺いましたけれども、初動態勢の充実というようなことをとらせたというお話もありました。一つ参考に、初動態勢の点検、充実ということは、どういうことを具体的にされたのか。

そして、これはどこでもそうでありましょうけれども、吉川松伏消防組合の場合は、吉川や松伏の居住者はどのぐらいなのか。それから、何分、あるいは周辺の三郷、越谷、近隣に住んでいる。多分大半はそうだろうと思いますけれども、一番遠隔の通勤者などはどういう実態になっているのか。初動は大切ではありますけれども、どんなに頑張っても余り遠くから通勤されると実質的に役割を果たせないということがあるのだろうと懸念しながら、消防の場合はとりわけ他の公務の職場よりもそういう点についての思いをいたさなければならない職場かなと、そんな気持ちで、確認の意味でお話を承っておきます。

たしか2回で質問は、消防議会の場合2回で終わりだったと思うので、最後に、きょう注目といたしますか、今ごろ横綱審議会の理事会が開かれています。相撲界の暴行事件、これをどう決着し、けじめをつけるのかということでもあります。ぜひ、こういう世間の関心が強くて、公益とい

いますか、公共といえますか、そういう存在であるところの処分というのをしっかり見詰めておいてもらい、これは質問ではありません。最後に指摘だけをさせていただいて、管理者としても参考になると思います……

○長谷川真也議長 一般質問の内容と違いますので。伊藤議員、済みません。伊藤議員、通告の内容と違いますので、済みません。

○6番 伊藤正勝議員 吉川でも救急救命者の暴行事件もありました。どんなけじめをつけるべきなのか。組織として……

○長谷川真也議長 伊藤議員、済みません、再度注意しますが、通告と違いますので。

○6番 伊藤正勝議員 これ質問ではなくて、最後の締めくくりでお願いをしておきます。ぜひ注目をして、参考にしていただくように皆さん方をお願いをして、私の質問の締めくくりといたします。よろしく申し上げます。

○長谷川真也議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

戸井田勉次長。

○戸井田 勉次長 伊藤議員の一般質問に順次お答えさせていただきます。

消防施設等点検報告はどんなものか、どのぐらいあるのかでございますが、防火対象物の関係者は、設置された消防設備等を定期的に点検し、その結果を消防長に報告することが義務づけられております。点検は、6カ月ごとに行う機器点検と1年ごとに行う総合点検に分かれていて、その点検の結果を、店舗や飲食店など特定防火対象物は1年に1回、共同住宅や工場などの非特定防火対象物は3年に1回消防機関へ報告しなければならないとなっております。点検結果に不備があった場合については、2週間以内に改善計画書の提出を求めています。改善計画が提出されていない場合などは、担当係から建物関係者に連絡をしているところでございます。件数につきましては、管内で特定防火対象物が365件、非特定防火対象物にあつては1,331件の合計1,696件となっております。吉川市につきましては、特定防火対象物は279件、非特定防火対象物にあつては994件、合計の1,273件となっております。松伏町にあつては、特定防火対象物が86件、非特定防火対象物が337件、合計では423件となっております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 田中文雄警防課長。

○田中文雄警防課長 それでは、伊藤議員の再質問にお答えいたします。

消防団の装備の強化について、防火衣の関係で衣服が燃えるということで、今後の点検、更新についてでございますけれども、消防団の防火衣につきましては、平成28年度、29年度と2カ年で防火衣のほうを更新しております。配布着数につきましては、正副団長、それから各分団に6着防火衣のほうを支給しております、この6着といえますのは消防車両が6名乗車ということになってございますので、各分団に支給しております。吉川消防団については全部で82着、松伏消防団につ

いては45着更新整備をしたところでございます。

以上です。

○長谷川真也議長 小池稔総務課長。

○小池 稔総務課長 それでは、伊藤議員さんの再質問につきまして答弁のほうをさせていただきます。

まず、少年消防クラブのPR等々につきまして、当消防組合のホームページにつきましては、当消防組合の紹介という形で動画配信等はさせていただいているところございまして、現在の時世柄、動画並びに音声等々で紹介するような形が主流になってきておりますので、広報委員会等々そういったところがホームページの各課署の委員を募って、今現在そちらの会議等を進めておりますので、そういった点、少年消防クラブのPR含めてホームページのほうも見直しのほうをかせせていただきたいと思っております。

次に、定数の関係でございます。平成29年4月1日現在での職員数が150名で、条例定数のほうが160名でございます。先ほど消防長からご説明ございましたとおり、今年度の退職予定者が4名おります。うち2名が定年退職者でございます。それで、次年度の採用者が一応6名名簿登録しておりまして、平成30年度につきましては152名の体制で予定しております。それで、平成34年度を目途に156名、今年度から比較しますと6名増で、南分署周辺地といいますか美南の新駅周辺の開発等も踏まえてというようなお話でございますが、あくまで吉川市並びに松伏町、当消防組合の管轄全体におきまして救急車、人口増に伴って救急の件数も増加してきておりまして、3署とも救急隊が出払うようなケースも多々ございます。そういった場合は第4救急ということで、今現在は吉川署内で救急の有資格者、消防隊なり指揮隊なり救助隊、そういった資格者を募った上で編成した救急隊で対応しているところもございまして、そういった第4救急が出るような事案の場合、こういった消防隊を1隊つぶすというような形にもなり得ますので、南分署のほうに消防隊並びに救急隊へ乗りかえて運用するような形の一応34年度から運用させていただこうと思っております。

あとは、初動での対応のご質問でございますが、手元に具体的な資料等はございませんが、おおむね吉川市内、松伏町内の在住者、おおむね7割程度ぐらいが在住しております。近隣、近接しております市町村の在住者がほぼ100%に近い形かなとは把握しているところございまして、電車通勤等々につきましては数%程度でございます。今回含めて以前にも緊急参集訓練、本部に参集をするような訓練を行いました。30分以内で7割、8割方は到着しているような結果もございまして、大規模災害時につきましては初動対応は、万全とは言いませんが、おおむねの職員が参集してこられるような状況でございます。

あと、話が飛んでしまうのですが、南分署につきましては分署長、こちら分署長は日勤になるのですが、分署長を含めて23名在籍しておりまして、1中隊、2中隊で交代交代の勤務に当たってお

りまして、2班が11名在籍はしておりますが、当務に当たる職員のほうは消防隊に乗る隊員が4名、救急隊に乗る隊員が3名、実質7名程度当直のほうは当たっておりますが、それプラス3名のほうで消防車なり救急車を運用するような形を34年度考えております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 戸井田勉次長。

○戸井田 勉次長 それでは、先ほどの設備点検報告書の報告についてですが、管内1,696件のうち点検報告済みとなっているのは、28年度につきましては673件となっております。点検については39%となっております。先ほども言いましたが、点検結果に不備があった場合と同じく、点検の報告がなかったものにつきましても順次担当職員が連絡等をして、それでも足りない場合は立入検査等を実施しているところでございます。

以上でございます。

〔「100%できているか」と言う人あり〕

○戸井田 勉次長 重要等で特定防火対象物につきましては、不特定の方が出入りする商店とかになりますので、そちらを重点的に今現在進めているところでございます。来年度につきましては公表制度等も踏まえていますので、特定防火対象物については、今年、来年までには全部立入検査を実施する予定でございます。

以上でございます。

○長谷川真也議長 以上で6番、伊藤正勝議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、4番、遠藤義法議員の質問を許可します。

通告第2号、4番、遠藤義法議員。

○4番 遠藤義法議員 4番の遠藤ですが、一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

質問は、救急車による誤搬送の状況と再発防止策についてでございます。聞き及びますところに、10月に午前中に起きた救急車による誤搬送があったということですが、この内容について状況説明をお願いいたします。

2といたしまして、この誤搬送の原因は何だったのか。要因ですね。何分の遅れで、なぜこれを防ぐことができなかったのか。現場の隊長、そして救急隊員、さらには指令室等の対応とその責務についてお伺いをいたします。

3点目は、処分は行ったのか。行ったとすれば何名で、その処分の内容についてお聞きいたします。

4点目は、重大な事案について、検証、再発防止策が何よりも大事であると、こう考えています。どのように検討したのか。そしてまた、この検討結果、消防職員に対する周知徹底はどのように行ったのか、この点についてお聞きをいたします。

最後、5点目、管理者は報告を受けていたのか。本来、記者発表あるいはホームページなどで再発防止策もあわせて公表して信頼回復を図るべきではなかったのか、この点についてお伺いいたします。

あわせて、11月の2日には、私どもの組合議会の管轄内の視察が行われました。このときには、9月に起きた係長級の40キロオーバーの速度違反、これと処分、こういった報告のみが行われております。しかし、この質問の誤搬送の内容については何ら報告ありませんでした。そういった点では、なぜ報告がなかったのか。大変大きな事案であります。こういった点での内容について報告をお願いいたします。

以上でございます。

○長谷川真也議長 小池稔総務課長。

○小池 稔総務課長 それでは、遠藤議員のご質問にお答えいたします。

救急車による誤搬送の状況と再発防止策のうち、1番目の誤搬送の状況でございますが、平成29年10月10日午前8時53分に119番通報にて救急要請がございました。各署の救急隊が出動中のため、吉川消防署の救急資格を有する消防隊員等3名で救急隊を編成し、救急吉川2にて吉川市高久地内の救急現場に出動いたしました。午前9時00分に現場到着いたしました。傷病者と接触、負傷程度を確認の上、外科及び整形外科の診療科目を踏まえまして、救急隊長がスマートフォンに番号登録されております三郷中央総合病院へ収容依頼をいたしました。病院の受け答えが中央病院ですとのことでしたことから、負傷程度などを伝え、収容可能でございましたので、午前9時25分に救急現場を出発し、午前9時35分、三郷中央病院に到着をいたしました。救急外来の受け入れ態勢が整っていなかったため、一般外来にて収容引き継ぎをしたところ、吉川の救急隊からの収容依頼の電話は受けてはいないとのことでしたことから、また別の救急の事案で吉川中央総合病院、そちらに搬送しました別の救急隊より、吉川中央病院で受け入れ態勢が整っているが、現在地はとの連絡が当該救急隊にございました。スマートフォンの発信履歴を確認しましたところ、三郷中央総合病院ではなく吉川中央総合病院へ連絡していたことが判明したものでございます。

次に、2番目の原因でございますが、本件につきましては、救急隊長がスマートフォンにおける連絡先の確認不足により、思い込みのまま他の医療機関に収容依頼し、また医療機関名の似通りや略称での受け答えもございまして誤搬送に至ったものでございます。同救急隊で救急車を運転する機関員並びに観察、処置などを行う隊員につきましては、隊長自らが医療機関に連絡したものであり、誤った医療機関での収容可能の状況には気がつかず、隊長の指示のもと、そのまま搬送してしまった状況であります。また、指令室につきましても同様でございまして、搬送先の医療機関が決まり、現場を出発する旨の無線連絡を受けたものでございましたので、誤りには気がつかない状況でございました。

次に、遅れの状況でございますが、収容可否の確認をしていない状況であり、専門医も不在の状

況でありましたことから、誤搬送いたしました医療機関での受け入れは困難でございまして、再度収容可能でありました吉川中央総合病院に確認の連絡をとり、午前10時03分、三郷中央総合病院を出発いたしました。午前10時16分に吉川中央総合病院に到着をいたしました。三郷中央総合病院に午前9時35分に到着し、吉川中央総合病院に到着しましたのが午前10時16分でございましたので、41分を要してしまった状況でございます。

次に、なぜ防げなかったのかでございまして、通常救急隊が搬送先医療機関を選定する場合はタブレット端末、そちらにて医療機関が入力した受け入れの可否情報、そちらをリアルタイムに検索できる埼玉県救急医療情報システム、そちらを活用してございまして、平成29年3月の1日からは同システム機能をスマートフォンにて運用してございまして、救急隊につきましては、傷病者と接触後、傷病の程度、観察、主訴、既往歴、また受傷機転などの聴取を踏まえまして、救急医療システムにて受け入れ可能な診療科目のある医療機関を検索し、合致します医療機関、そちらをワンタッチで収容依頼の電話を掛けてございまして、先ほどご説明しました誤搬送のときは、通常の手続ではなく、救急医療情報システムを使用していない状況でございまして、スマートフォンにおきます発信履歴、そちらを表示し、その中から医療機関を選択し、発信先を確認不足のまま連絡し、思い込みのまま通話をしていた状況でございまして、以降におきましては、救急医療情報システムを活用した通常の搬送先医療機関の選定、依頼の手続を周知徹底してございまして、また医療機関の選定時は、隊長、機関員、隊員3名ともに情報の共有化を図り、通話後の発信履歴を再度確認をとるようにいたしてございまして。

次に、対応と責務でございまして、搬送いたしました傷病者につきましては、初診医の所見におきましては入院を要しない軽症の状況ではございましたが、傷病の程度にかかわらず、当消防組合救急隊の不適正な救急業務によりまして、傷病者及び関係機関に多大なる不利益を生じさせてしまいました。このことから、救急隊の所属長であります吉川署長、救急業務を事務統括してございまして警防課長、そちら2名が同日の夕方連絡をとりまして、傷病者本人は不在の状況でございましたが、家族の方に事実の経緯説明と誤搬送への謝罪のほうをいたしました。また、同様に、消防長並びに総務課長が吉川中央総合病院のほうに出向きまして謝罪のほうをいたしました。また、救急事案が学校で発生しましたことから、学校へ直接謝罪に伺う旨を連絡したところ、電話での謝罪でございまして理解のほうをいただいているところでございまして。

次に、3番目の処分でございます。こちらに関しましては、当消防組合におきましては、非違行為や非行などに対しまして懲戒処分の基準等に関する規程、また懲戒処分に至らない程度の行為に対する処置基準、そちらを制定してございまして、反省を促し、改善に資するよう対応を図っているところでございまして。本件の誤搬送につきましては、懲戒処分に至らない程度の行為に対する処置基準といたしました。処置基準につきましては、重いほうから文書訓告、文書厳重注意がございまして、今回の誤搬送につきましては、救急隊3名に対しまして消防長から文書厳重注意の処置のほ

うを行いました。

次に、4番目の検証、再発防止策でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、救急医療情報システムを活用した通常の搬送先医療機関の選定、依頼の手続の周知徹底、隊全員での搬送先医療機関の情報の共有、通話後の発信履歴の再確認を徹底するものでございます。

次に、職員に対する周知徹底でございますが、先ほどの処置基準に基づきます文書厳重注意におきましては、処置を行った後、速やかに全職員に対しまして、処置事項、対象者、年月日及び事故概要を周知する制度となっており、本件につきましても遅滞なく周知を図り、注意喚起、業務改善に資しております。

次の5番目の管理者への報告につきましては、消防長が答弁いたします。

以上でございます。

○長谷川真也議長 地引二郎消防長。

○地引二郎消防長 それでは、遠藤議員のご質問にお答えいたします。

救急車による誤搬送の状況と再発防止策のうち、5番目の管理者への報告でございますが、当消防組合では消防の実態を正しく伝え、理解と協力を得ることを目的に、消防広報規程を制定しており、不祥事や消防行政上の重大な事案などは、別に定める危機管理対応マニュアルにより対応しております。お手元にその資料を配付しておりますので、ご参照していただければと思います。

本件の誤搬送につきましては、事故発生部署により、順次口頭にて本職まで報告が入りまして、発生事故の事故関係を調査、確認し、直後の対策といたしましては、傷病者及び関係機関への謝罪を行いました。後日、事故発生部署より、事故原因等の詳細調査を踏まえた書面による報告書を提出させ、処置基準に基づく厳重注意を行い、全職員に対し事故概要の周知を図り、同事故の再発防止を図りました。本件の事案は、懲戒処分に至らないものとしたこともあり、管理者、副管理者への報告はしていないものでございました。

現行におきましては、懲戒処分等を行った場合は、職員の懲戒処分等に関する公表基準に基づき、被処分者の所属、職名、事実の概要を公表しており、その際は、管理者、副管理者、組合議会議員への報告を踏まえ、記者、マスコミ発表などの対応をしております。

なお、消防組合議会視察研修時におきましては、別の事案にて懲戒処分を行いましたことから報告をさせていただきまして、本件の誤搬送につきましては懲戒処分に至らないものとしたことから報告に至っていないものでございます。しかしながら、遠藤議員のご指摘のとおり、市町民目線の立場に不足があったものと捉えており、管理者、副管理者への報告を踏まえ、公表や信頼回復などの対応措置を相談すべきものだったと考えております。懲戒処分のいかに問わず、重大な信用失墜行為や著しく不利益を生じさせてしまった不祥事は、管理者、副管理者へ適宜報告し、適正に公表するなど、危機管理対応マニュアルを初め時勢に応じた制度に見直しを図りたいと考えております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 ただいまの答弁に対しまして、再質問ありますか。

4番、遠藤義法議員。

○4番 遠藤義法議員 るる説明していただきましてありがとうございました。この報告、あるいは管理者への報告等、またマスコミへの、あるいは市民への公表、こういった点については、そういった意味では処分の内容によってこれは違ふと。こういうことで、ここに危機管理対応マニュアルというのが今日配付されましたけれども、ちょうど私も事実関係を確認に来たときの日付、埼玉新聞に比企郡の広域消防本部、これは東松山で消防署で同じような救急搬送で病院到着、これは33分遅れた、こう発表しているのです。これは搬送した先が鴻巣、本来熊谷のほうに行くのが鴻巣のほうの病院に連れていったと。連絡の手違いとかそういうのできちんと報告されて、新聞にも掲載されているのです。これぐらいやはり、答弁があったように、幸いにも軽症といいますか、こういった済んだ事案であったと。こういうことから大ごとにはならなかった。これは本当に事案があっても軽い怪我でよかったなというふうに思うのですが、やはりこれを署内のそういった対応だけではないというのは最後の消防長の、本来報告すべきであった、こういうことと公表すべきであったのではないかとということで、今後この危機管理対応マニュアル、これの見直しを図っていくということで答弁がありました。やはりそういった点では今後の対応をぜひお願いしたいというふうに思います。

私は、今の答弁をお聞きしまして、にわかに組んだ隊列といいますか隊員ということでの隊長を含めてのそういった内容は、これまでの、そういった意味でいうと、救急搬送の手順を踏んでいないと。これは明確なのです。私もいろいろ調べたのですが、救急車あるいは消防車は119番があったときには、隊長はきちんと今言われたようなタブレットで確認をするということで、場所の確認しながらやっていると。これは、今はスマートフォンでやるということはあると思うのですが、それで隊員がやはり復唱すると。先ほど言われたように、その3名の隊員が情報を共有する。認識を一致させて、それで病院に向かうと。病院に向かうにも、病院の確認があるわけなのです。その点が疎かになっていたということと、指令室がやはりそれを報告受けるわけなのです。その報告を受けたら、やはり指令室のほうは救急車に対しても到着したかどうか含めて確認をすると。お互いに連絡を取り合うというのは、もう常套手段というのですか、それはきちっとやらなくては行けないと、こういうことになっているはずなのです。それが全てコンピューターといいますか記録に残されると。記録に残されるというのは、もうこの計画にも全てのわかっているのです。そういった点では、やるべきことは3つも4つもそういった点では抜けていたのです。私はそう思うのですが、そこら辺はどうだったのか、その確認を再度お願いしたいというふうに思うのです。

それから、市民に対する公表とか、それは基準がこうなっているということなのですが、これだけの事案があっても、管理者、副管理者に報告をしていないと。これは私は本当に大きな間違いだし、

消防署全体を管轄する管理者がこういった事案について知らなかったと。これは大きな問題であるし、市民に対しての責任、町民に対しての責任、これは負えない、私は考えますが、これについて、今後見直しということをおっしゃるけれども、管理者からこの点についての見直し含めてのやはり対応をきちっと考えをお聞きしておきたいというふうに思うのです。逆に言うと、これは処分が懲戒免職ではないかなということなのですが、何か消防署の内部で隠してしまったのではないか、こういうふうに思われている方もいるのですよね。そういった点はやっぱりまずいというふうに思いますので、その点もあわせて、ぜひ管理者から今後の見直しを含めての内容についてあわせて答弁をお願いいたします。

以上で再質問終わります。

○長谷川真也議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

黒田信浩吉川署長。

○黒田信浩吉川消防署長 それでは、遠藤議員のご質問にお答えいたします。

先ほど総務課長からございましたが、救急搬送の手順につきましては、まず現場に到着しました救急隊が傷病者の状態を確認しまして病院の選定を行います。その際に、スマートフォンですか、こちらのほうを使いまして病院の検索をいたします。そのときに、隊長もしくは機関、いずれかの者が病院のほうに連絡をしまして病院選定をするという形になっております。この件に関しましては、情報の共有不足というのが、やはりご指摘がありましたとおり、本来であれば、救急隊3名でおりますので、全ての隊員が把握して病院のほうの確認をしていくというのが通常の方法だと思います。その中で、今回編成救急隊ということで、実際の訓練につきましても年次計画を定めまして実際には訓練を行っているところでございますけれども、救急救命士、もしくは救急隊長からの指導を、今回こういうことがありましたので再発防止ということで、救急活動全般の指導、病院検索につきましても、さらに再確認、送信後の再確認の徹底ということで、私のほうからも隊員のほうに周知をしましたところでございます。

指令室のほうの確認につきましては、今回の件につきましては救急隊長が病院と連絡をとりまして共有を図れなかったというところで、指令室のほうに関しましては通常の三郷中央総合病院に向かうということで把握をしていたところですので、指令室のほうでも把握が難しいところであったというところではございます。今後につきましても、こういった事故が起きないように再発防止策といたしまして、救急隊の病院収容に関しましての連絡はもちろんのこと、全般に関しまして再度訓練のほうを積みまして再発防止に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○長谷川真也議長 中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、遠藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

過日私も、1日救急救命、そして消防の体験の現場に入りまして、隊員とともに現場を回ったり

してまいりました。そうした中で、隊員が本当に1分1秒を争う中で必死に活動している姿を見てきたわけですが、どうしても、そうした中でも1つのミスが大きな致命傷になるということも実感をしてまいりました。今回議員にご指摘をいただきました中で、やはり2点大きな問題があるかなと思っています。それは1点は、現場でしっかりと連携がとれていないためにこうしたミスが起こったと。今回は生徒さんが軽症であったために大きな案件に至らなかったというところで本当に安心をしていますが、これを踏まえてしっかりと繰り返さない体制づくりを指示したところでございます。

また、もう一点は、これも議員にご指摘をいただきましたしっかりと公表、そして報告、この部分が至らなかったということは私も感じております。現行のマニュアルでの判断としては決して間違っていなかったという報告は受けていますが、やはり市民、町民の皆さんにしっかりとお伝えをする中で厳しい目線でチェックをしていただいて、より精度の高いものにする、あるいは信頼ができるものにしていくというのが消防組合のあるべき姿だと思っておりますので、今回このマニュアルの見直しもしっかりと指示をしたところでございまして、今後は皆さんの目の中でしっかりとチェックをしていただく中で構築をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 ただいまの答弁に対しまして、再々質問はありますか。

4番、遠藤議員。

○4番 遠藤義法議員 ありがとうございます。今の答弁で本当によくわかりましたし、ただやっぱり再発防止策を十分にとっていくと。ただ単に急遽の隊員編成ということでは済まされないという問題ありますし、また危機管理対応マニュアルも変えていくということで了解をいたしました。

ただ、もう一つは、文書での嚴重注意ということなのですが、そこを拡大しろとかというふうに言われる方もいるのですよね。では、本当に3名だけで処分が適切なのかということなのです。そこは確かにマニュアルの中でも人員とありますが、そういった内容についてでありますけれども、本来ここは、隊員の3名だけが処分されて、処分とありますが、これは文書での嚴重注意、大分低いことなので、ではそこまで、では課長なり消防長なりというところも、そこまでは要らないのではないかということもあるのですが、そういった一つの処分の基準というのはどこにあるのか。市民の方も知りたいということもありますので、ぜひそこら辺の対応については見直しも含めてあると思うので、そこはちょっと考え方を聞かせてもらいたいというふうに思います。

○長谷川真也議長 ただいまの再々質問に対しまして答弁を求めます。

地引二郎消防長。

○地引二郎消防長 遠藤議員の再々質問についてお答えいたします。

公表につきましては、懲戒処分の基準等に関する規程というものがございまして、私は消防組合についてはその規程に基づいて公表をしております。今回の一連につきましては、私と次長、当時

の総務課長で、3名の中で話し合いした結果、今回は懲戒処分に至らないということで、公表に至らなかったことで申しわけないと思っています。今後マニュアル等を至急改善いたしまして、市民に開かれた公表制度にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○長谷川真也議長 以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○長谷川真也議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎第7号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第6、第7号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第7号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明いたします。

平成28年度決算は、予算現額16億9,421万3,000円に対しまして、収入済額16億8,537万8,484円で、支出済額16億3,068万2,383円でございますことから、歳入歳出差引残額は5,469万6,101円でございます。

主な事業につきましては、1点目、通信指令管理事業で、災害発生時における被害を最小限にとどめるよう、世帯人数などの災害支援情報を消防指令施設で適宜活用できるシステムを構築し、災害対応力の強化を図りました。

2点目、車両整備事業におきまして、600リットルの水を積載しております水槽付消防ポンプ自動車を松伏消防署に更新整備し、道路狭隘地域における消防活動など一層の機動性の強化を図りました。また、吉川消防署に資機材搬送車を更新整備し、NBC災害などあらゆる災害における対応力の充実強化を図りました。

3点目、研修及び救急医療連携事業で、年々増加する救急需要に対し、救急資格者並びに救急救

命士を養成するとともに、救急救命士が行う特定行為の処置拡大に対する専門教育、病院研修などを実施し、救命効果の高い救急活動に資する体制を充実させました。

4点目、吉川市及び松伏町消防団運営事業で、消防団員による各種災害対応、安全管理の向上に資するため、両団員の防火衣を更新配備し、災害活動面の充実強化を図るとともに、女性消防団員による防災普及啓発劇などを充実させ、地域との連携強化に努めました。

以上が平成28年度吉川松伏消防組一般会計歳入歳出決算の主な事業でございまして、地方自治法第233条第5項の規定に基づき提出をしております主要施策成果及び事業実績説明書をごらんいただき、認定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせていただきます。

○長谷川真也議長 次に、増田典道会計管理者。

○増田典道会計管理者 それでは、平成28年度吉川松伏消防組一般会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。

別冊の決算書をごらんいただきたいと存じます。9ページ、10ページをお開きください。歳入歳出決算事項別明細書によりまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入でございしますが、1款分担金及び負担金につきましては、予算現額15億6,512万6,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに同額の15億6,512万6,000円で行いました。当消防組規約第14条に基づく、構成市町から常備及び非常備消防費分といたしましての負担金でございします。収入済額全体の92.9%の構成比で行いました。負担金額の内訳は、右側にあります備考欄のとおりでございします。なお、構成市町におきます常備消防費の当該決算年度の負担割合を申し上げますと、吉川市が63.8%、松伏町が36.2%で行いました。

次に、2款使用料及び手数料でございしますが、収入済額は63万5,050円で、予防関係の審査、検査手数料などでございします。

次に、4款財産収入でございしますが、収入済額1,310円で、消防施設整備基金の預金利子でございします。

次に、5款繰入金でございしますが、収入済額475万400円で、水槽付消防ポンプ自動車及び資機材搬送車更新整備に伴う組合債以外の財源といたしまして、当該基金を取り崩し、繰り入れたものでございします。

次に、6款繰越金は、収入済額2,538万6,473円で行いました。

次に、7款諸収入は、収入済額967万9,251円で、内容といたしましては、11ページ、12ページでございします。消防団員の退職報償金でございまして、消防団員等公務災害補償等共済基金から受入金といたしまして吉川市消防団員分513万7,000円、松伏町消防団員分270万円で行いました。

次に、8款組合債は、収入済額7,970万円で、内容といたしましては、消防車両及び消防団車両の更新整備などの財源といたしまして借入し、充当したものでございします。

次に、9款寄附金は、収入済額10万円で、東彩ガス株式会社様からの一般寄附金でございました。

以上、歳入合計は、予算現額16億9,421万3,000円に対しまして、収入済額は収入率99.5%の16億8,537万8,484円でございます。対前年度比較といたしましては、14.5%、2億8,515万8,243円の減でございました。国庫支出金の皆減及び組合債の減が主な要因となっております。

続きまして、歳出でございます。13ページ、14ページをお開きください。1款議会費は、議会運営事業に要しました費用でございまして、支出済額は162万754円でございます。

次に、2款総務費は、公平委員会、監査委員などの運営事業に要した費用で、支出済額49万1,956円でございます。

次に、3款消防費は、歳出におきます構成比90.1%で、支出済額は14億6,927万8,592円でございます。

目別に申し上げますと、1日常備消防費は、支出済額12億7,746万7,918円で、消防費全体におきます86.9%の構成比となっております。右側備考欄下段の消防職員給与費11億7,817万9,857円が歳出総額の72.3%を占めております。

15ページ、16ページをお開きください。備考欄中段の研修事業は、消防職員に対します専門的な教育訓練などに要した費用で、消防大学校及び埼玉県消防学校入校負担金や救急救命士養成負担金などに458万8,420円を支出いたしました。

23ページ、24ページをお開きください。備考欄下段の通信指令管理事業は、構成市町から世帯構成などの支援情報データを消防指令システムへ定期的に取り込み、活用できるシステムの構築や消防指令システムの保守点検費用など2,398万4,000円を支出いたしました。

25ページ、26ページをお開きください。次に、2目消防施設費は、支出済額8,829万1,858円でございます。備考欄中段の庁舎維持管理事業におきまして、緊急消防援助隊用の資機材をより迅速に車両へ積載できるよう、保管庫前のコンクリート舗装や各庁舎設備保守点検など3,062万5,458円を支出いたしました。

27ページ、28ページをお開きください。備考欄上段の車両整備事業におきましては、600リットルの水槽付消防ポンプ自動車更新整備に3,950万6,400円を、資機材搬送車の更新整備に1,814万4,000円などを支出いたしました。

次に、3目非常備消防費でございますが、支出済額が7,492万3,546円で、吉川市並びに松伏町消防団団員報酬、災害出務などの費用弁償、団運営補助金などを支出いたしました。

31ページ、32ページをお開きください。次に、4目非常備消防施設費についてでございますが、支出済額が2,859万5,270円で、両消防団におきます機械器具置場の修繕料や敷地借上料のほか、吉川市消防団第8分団及び松伏町消防団第6分団車両の更新整備費などにそれぞれ1,349万4,600円を支出いたしました。

4款公債費は、歳出におきます構成費の9.8%で、支出済額1億5,928万9,460円でございます。

33ページ、34ページをお開きください。次に、5款諸支出金についてでございますが、支出済額は1,621円で、消防施設整備基金預金利子を当該基金に積み立てをしたものでございます。平成28年度末におきます基金残高は475万1,213円となっております。

次に、6款予備費についてでございますが、当初予算額200万円のうち、消防議会会議録印刷製本費や全国消防救助技術大会出場に伴う諸経費に76万8,000円を充当したものでございます。

以上、歳出合計、予算現額16億9,421万3,000円に対しまして、支出済額16億3,068万2,383円で、執行率は96.3%でございました。対前年度との比較につきましては16.2%、3億1,446万7,871円の減でございました。平成27年度の消防指令システム更新整備事業におきます普通建設補助事業費の皆減が主な要因でございます。

以上で、平成28年度吉川松伏消防組一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

○**長谷川真也議長** 本決算につきましては、監査委員の出席を求めていますので、監査結果について意見を求めます。

小島伊紀代表監査委員。

○**小島伊紀監査委員** 監査委員を代表いたしまして、平成28年度決算審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

平成29年8月25日に議会選出の小野監査委員とともに審査を行いました。審査に当たっては、管理者より審査に付された決算書などの関係書類について、各法令に準拠して作成されているか、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、審査した結果、いずれも法令に準拠し、適正に処理され、誤りのないものと認定いたしました。

平成28年度決算の概要を申し上げますと、歳入は前年度と比べ2億8,515万8,243円、14.5%減の16億8,537万8,484円で、予算現額に対する収入率は99.5%でございました。歳入のうちの92.9%が吉川市と松伏町からの負担金でございました。

歳出は、前年度と比べ3億1,446万7,871円、16.2%減の16億3,068万2,383円で、予算現額に対する執行率は96.3%でございました。別に配付させていただいております決算並びに基金運用状況審査意見書のとおり総括的な意見を述べさせていただきますと、平成28年度決算におきましては、当該年度における予算編成方針のとおり、構成市町の総合振興計画に掲げる消防防災施策を推進するために作成されている中期的計画となる吉川松伏消防組実施計画に基づき、経済、財政状況のいかんを問わず、実直に計画の進捗がなされていたものと推察されるものでございました。必要な災害支援情報を消防指令施設に活用できるシステム構築を図ったことやさまざまな災害に対応する資機材搬送車を更新整備したことは、各種災害対応に万全な消防体制の強化につながるものと評価できるものでございます。

当消防組合予算は、構成市町における行政全般に資する貴重な財源の一部により運営がなされていることを念頭に置き、事業の必要性や効果を十分に精査の上、徹底的な見直しや有効な地方債、

補助金等の活用などの財源確保に努められ、引き続き、消防体制、地域防災の充実強化に取り組まれることを期待いたしまして、平成28年度決算審査における意見とさせていただきます。

○長谷川真也議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、6番、伊藤正勝議員の質疑を許可いたします。

通告第1号、6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 それでは、議長の指名に従い、通告してある28年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定に関連して質問をいたします。

今、管理者、そして会計の担当者、責任者のご説明も受けました。さきに配付をされました決算書、そして監査委員の今の報告が要約してありましたが、審査意見書、資金運用の決算並びに収入の状況も概観させていただきました。あわせて、主要施策成果及び事業実績説明書にも目を通させていただきました。吉川、松伏7万人プラス3万人、10万人前後の組合の消防でございますが、よく見るといろいろな取り組みが真摯に行われているなど。年ごとに充実をし、いろいろ変化をしているなどということに改めて感じております。

今回の質問は、主要施策成果及び事業実績説明書5ページに施策の成果というものが、消防体制の強化、消防体制の充実、そして地域防災力の充実強化という3つの項目に要約をして示されております。こういうふうに要約をしていただくと、数字だけの説明ではなかなかぴんときませんけれども、かなりわかりやすい。ありがたく思っております。さらにこういう方向性を強めていただければということに冒頭に申し上げておきます。

最初の質問は、消防体制の強化ということに関連してでございます。歳入の項目を、決算書を見ておりましたら国庫支出金6,700万円が皆減でございます。要するにゼロになっていると。前年度、通信施設や車両の整備ということに投入された金額が今年度はゼロになったのかなと受けとめておりますけれども、皆減に関連して、前年度何が整備をされたのか。今回皆減でありますけれども、来年度はどうなるのかということら辺を触れて、関係の進捗もわかるように説明いただければということでもあります。

2点目は、公債費についてでございます。組合債及び消防団債の適債事業の選定ということでございます。要するに高い利子の借入金を安くして、いわゆる一番適債を取り入れていくということだろうと思っておりますけれども、借入償還の状況、総括的な説明。同時に、適債事業、一般的には全部適債と言えども適債ではないかという感じもいたしますけれども、相手との関係いろいろあると思っております。適債事業の改めて内容、対象、そしてその結果の効果がどんなふうに数字であらわれているのか。さらに、今後の取り組みについてもわかりやすくご説明いただければということでございます。

次に、消防体制の充実に関連してでございます。ここにも書いてありますけれども、大規模倉庫、木造密集地の火災、多様化、複雑化する中で、専門的な知識、技術を習得し、効果的な消防救助活

動、救命活動をやると。そのための育成と研修であるということをおっしゃっていますが、若干中身についてお伺いをしたいということでもあります。具体的に、そのための研修事業、主なもので結構であります。どんなレベルに、どんどんレベルも上がっていると思います。研修事業の概要。

そして、この研修を組織全体の、職員全体にフィードバックをするという実践が進められているように受けとめておりますけれども、研修内容のフィードバックというものの実情を、現況をご説明、ご紹介いただければということでもあります。救急業務のスピード化、高度化、点検の必要、いろいろなことがあります。先ほどの遠藤議員の質問の中でも、やはり連携がどこか何か欠けているのかなと思いついて聞いていました。救急医療連携事業、事後事例検討会というものをやっている。あるいは、第3次医療機関とは事後検証会議をやっているということも報告をされています。救急医療の事後事例検討会というのはどういうふうになっているかということです。どんな人々が対象で、相手側を含めて、そしてその報告、これもフィードバックがあるのだらうと思いますけれども、どういう組織内での活用ということについて質問をしておきます。

第3次医療機関というのはもっと幅広いことだらうと思いますけれども、一般的にはわかりづらい言葉でありまして、その辺を含めて説明をしながら、事後検証会議の出席者や内容、その場合、吉川、松伏の事例が検証の対象になったりしたのかどうか、伺っておきます。

次に、救急救命士の養成及び資格取得助成の必要の実情と取得者の養成。そして、当然現場対応の中でどう配置をされているのか。少しずつ変化をしていると思います。その実情と課題についても伺っておきます。

救急及び救助活動事業については、実態に即した訓練を一段と強化をしているという表記もございます。実態に即した訓練の取り組みということで、具体的にどういう取り組みが上乗せされてきているのかということでもあります。

最後に、非常備の消防団について伺っておきます。非常備消防団、この1年、主な変更と拡充、更新整備の内容。そして、今後2年程度を展望しての施策、施設整備の方針もあわせて伺っておきます。

先ほど第6分団とかというあれもありましたけれども、できればどこの地域が対象の第6なのか。あるいは、消防の待機所みたいな表現ではなくて、どういうふうな内容のものに更新をされたのか。あるいは、場所が変わったりする場合もあるだらうと。そういうこともあればあわせて今後の方針を含めて伺っておきたいということでもあります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○長谷川真也議長 6番、伊藤正勝議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

小池稔総務課長。

○小池 稔総務課長 それでは、伊藤議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、1点目の歳入についてでございますが、平成27年度に高機能消防指令システムの更新整備に伴いまして、国庫支出金6,700万円がございましたが、平成28年度につきましては国庫支出金

を伴う事業がございませんでしたことから皆減となったものでございます。

28年度の主要な事業、また消防体制の強化に資した事業につきましては、管理者からご説明もございましたが、松伏消防署に配備しておりました消防ポンプ自動車の更新整備に当たりまして、既存の大きさをおおむね維持した形で600リットルの水槽付といたしました。道路狭隘地域の火災発生時など、直近に部署し、消火栓などの水利がない場合でも初期消火が可能となりまして、より機動性、迅速性の強化を図ったものでございます。

非常備消防におきましても、高久、中曽根などの区域を管轄しております吉川市消防団第8分団、金杉、魚沼区域を管轄しております松伏町消防団第6分団の車両を多機能型消防団車両に更新整備いたしました。当該車両につきましては、エンジンカッター、コンクリート破壊器具、油圧式救助資機材、照明器具などを積載しておりまして、火災対応だけでなく、自然災害時の人命救助などへの対応が強化されまして、また両団副分団長以上に携帯型のデジタル無線の受令機を配備いたしまして、各種災害対応している消防無線情報の内容が傍受可能となりまして、常備消防との情報の共有、連携の強化を図りまして、消防体制を強化したものでございます。

次に、公債費についてでございますが、組合債及び消防団債の適債事業の選定、借入れ、償還状況におきましては、埼玉県が策定しております地方債マニュアル、そちらを参照いたしまして対象事業債を選定しているものでございます。地方交付税措置や充当率が大きいもの等、構成市町及び当消防組合に有利な事業債を選定しているものでございます。

実質の借入れにつきましては、地方債の同意後に、管内各金融機関に融資レートの提示を依頼いたしまして、当該レートの一番低い金融機関から借入れをしているものでございます。

償還状況につきましては、借入れ対象物の耐用年数、償還期間を設定しておりまして、毎年9月、3月に償還をしているものでございます。

適債事業の内容、対象、効果、今後の取り組みについてでございますが、内容及び対象につきましては、先ほど申し上げましたとおり、マニュアルをもとに地方債適用か否かを判断しているものでございます。

効果、今後の取り組みにつきましては、消防施設、車両更新整備等は多額の財源を必要とするものでございますので、地方債借入れにより所要の資金を調達することで、当該事業の円滑な執行を図るとともに、元利償還金の支払いという形で財政負担を後年度に平準化することができるため、有利な財政手段であると考えてはおります。

今後におきましても有利な地方債を積極的に活用いたしまして、公債費支出に偏りがないよう据置期間等を調整しながら平準化に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の消防体制の充実のうち、1番目の研修事業の概要、研修内容のフィードバックの実践についてでございますが、お配りしております資料の平成28年度主要施策成果及び事業実績説明書、9ページ、10ページにも記載させていただいているところでございますが、研修事業につき

ましては大きく分けまして、消防大学校研修、消防学校研修、救急救命士養成研修、その他の研修並びに資格取得助成、5つに分類しております。それぞれ消防業務を遂行していく上で必要な研修となっております。

消防大学校研修につきましては、東京都三鷹市にごさいます消防大学校へ高度な知識及び技術を習得するための研修でございまして、消防学校研修につきましては埼玉県鴻巣市にあります埼玉県消防学校へ基礎教育となる初任教育、また専門教育となる救急科や救助科などの知識及び技術を習得するための研修となっております。

救急救命士の養成研修につきましては、東京都、埼玉県及び九州地方に養成所がございまして、消防本部ごとにその年の救急救命士養成の受け入れ可能人数が割り振られております。その割り振り内で養成研修を行っているところでございます。

28年度におきましては、埼玉県の養成所に1名が入所いたしまして、救急救命士の資格のほうを取得いたしました。

その他の研修につきましては、消防大学校や消防学校とは別に実施されております消防業務に必要な資格や技術を習得する研修でございまして、小型船舶操縦士免許の取得、緊急自動車運転における技能の習得や無線従事者に必要な技術の習得の研修などを受講させております。

研修内容のフィードバックにつきましては、消防大学校並びに埼玉県消防学校などの研修で習得した知識、技術を活用いたしました災害現場での指揮命令系統の確立及び消火活動など防御戦術を最大限に生かすとともに、各種研修修了者が日常の訓練の中で、習得した知識、技術をもとに指導に当たるなど、所属内、部下上司隔てなく知識、技術の共有化に努めるなど、さまざまな業務の中でフィードバックの実践に努めているものでございます。今後におきましても、研修などで習得した知識、技術の共有化を図りまして、組織全体の向上に努めていきたいと考えております。

次に、3番目の救急救命士の養成及び資格取得助成の必要の実情と取得者の養成、配置の実情と課題でございしますが、現在当消防組合には救急救命士の資格を要している職員が26名おります。そのうち専属の救急隊として配属されている職員が17名おります。救急件数の増加に伴いまして、救急救命士による特定行為が必要な傷病者の数も増加しておりますことから、継続的な救急救命士の養成は必須であるものと認識しております。

また、現在救急隊に所属している17名の救急救命士は、各消防署及び分署、各隊に2名以上になるように配置しており、週休日等を考慮しても、少なくとも各救急隊に救急救命士が1名勤務するようにしております。救急救命士の不在等で住民に不利益が生じないよう体制を確保しているところでございます。

今年度におきましても、1名の職員が救急救命東京研修所に入所しており、平成29年4月から9月までの研修を終え、平成30年3月に実施されます救急救命士国家試験に備えているところでございます。

今後におきましても、効率的な人事配置を実施しながら、さらなる救急業務の充実及び高度化を図っていく予定でございます。

次に、資格取得助成につきましては、任意で資格を取得した職員に対しまして、おおむね2分の1となります大型自動車区分が10万円、中型自動車区分が7万4,000円、中型自動車限定解除区分が3万4,000円、小型船舶操縦士免許が2万4,000円をそれぞれ上限といたしまして職員に助成する事業でございます。

配置の実情と課題につきましては、運転免許資格の取得のみでは緊急走行など、緊急車両という特性上、機関員としてすぐさま配置することは困難でありますことから、各署所におきまして機関員になるための養成訓練を実施しております。また、緊急走行時における高度な運転技術を習得するため、茨城県のひたちなか市で実施しております消防・救急緊急自動車運転技能者研修、そちらを毎年2名ずつ受講させているところでございます。

また、今年度におきましては継続いたしますとともに、日野自動車株式会社にご協力を賜り、平成29年12月の4日に東京都の羽村市にて14名の者が安全運転講習に参加し、中型、大型車両における基礎的運転技術の習得を図ることができました。今後におきましても、安全運転に関する研修及び講習会等に積極的に参加いたしまして、安全運転のさらなる向上を図り、消防力の強化に万全を期したいと考えております。

3点目の2番目及び4番目、4点目につきましては、警防課長、吉川署長からご説明いたします。以上でございます。

○長谷川真也議長 田中文雄警防課長。

○田中文雄警防課長 次に、3点目のうち、2番目の救急の医療連携事業、事後事例検討会と第3次医療機関の事後検証会議の出席者、内容についてでございますが、まず事後事例検討会につきましては、東部地域メディカルコントロール協議会に属する7消防本部において、救急医療研究会、外傷セミナー、集団災害セミナー、指令係員の口頭指導講習会を開催しております。これは、救急隊のみならず、救急隊以外の消防職員も対象に行っておりまして、知識、技術の向上に努めております。

続きまして、第3次医療機関の事後検証会議の出席者、内容、それから吉川、松伏の事例の検討、検証についてでございますが、第3次医療機関であります獨協医科大学越谷病院が平成29年11月15日に新棟竣工に伴い獨協医科大学埼玉医療センターに名称が変更されておりますので、ご報告いたします。こちらの事例につきましては、当消防組合の管内で発生した事案を対象として検証を行っているところでございまして、出席者につきましては、検証医として獨協医科大学埼玉医療センター救命救急センターのセンター長及び当該検証事案に出動した救急隊、消防隊や指令係員が出席しております。面談式事後検証は、心肺停止などに係る事案が対象となっております。検証内容は119番通報時の聴取方法や口頭指導内容が適切であったか、気管挿管や薬剤投与などの特定行為

を実施するに至る判断や手技にかかった時間、また全体的な活動について検証医による検証を受けております。検証結果につきましては、各署にフィードバックし、今後の活動に役立てております。

また、面談式事後検証などのほかに、交通事故などの外傷事案に対して、当消防組合内で行っている署内事後検証がございます。この検証者は、各署の救急救命士から救急技術指導者を指名し、活動内容などの検証を行っております。その検証結果につきましても、面談式事後検証同様に各署にフィードバックし、今後の活動に役立ててございます。

なお、この署内事後検証結果につきましては、東部地域メディカルコントロール協議会に報告し、検証結果が適切であったかどうかを検証医から検証を受けております。

次に、4点目の非常備の消防団についてのうち、主な変更拡充、更新整備の内容についてでございますが、平成26年に一部改正されました消防団の装備の基準に基づき、必要装備を拡充し、順次整備を進めているところでございます。先ほど総務課長の答弁にもございましたが、平成28年度につきましても、携帯型デジタル無線受令機を吉川市と松伏町の各分団の副分団長以上の者に配備し、また多機能型消防車両を吉川市消防団第8分団、こちらは主に高久、中曽根、美南地区を担当しております。それと、松伏町消防団第6分団については、金杉、魚沼地区を担当しております。こちらの車両の更新、配備をいたしました。

また、防火衣につきましては、平成28年度と29年度の2カ年計画により更新をしたところでございます。

次に、今後2年程度展望しての施策、施設整備の方針についてでございますが、更新が必要な消防団車両がございますので、優先順位をつけながら、計画的に装備の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、消防施設につきましては、木造2階建て、1階が車庫、2階が詰所というような形になっておまして、場所の変更などがある場合についても、老朽化が進んだ機械器具置場、それと消防団車両同様に、吉川市や松伏町と調整し、計画的に建てかえや修繕を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 黒田信浩吉川署長。

○黒田信浩吉川消防署長 4番目の救急及び救助活動事業、実態に即した訓練の取り組みについてでございますが、消防署では毎年度4月に年間事業計画を定めまして、訓練などを実施しております。主な訓練として、救急につきましては、救命救命士が行うことができる特定行為を中心とした活動訓練、消防隊などと連携が必要な救急活動支援訓練、各出動した事案に対する症例検討などを行っております。救助につきましては、車両を活用した交通救助を想定した訓練、火災現場を想定した要救助者の救出救助訓練、NBC災害などを想定した特殊災害訓練、河川などで行う潜水救助訓練などを行っております。また、3署合同によります建物火災を想定した訓練を平成28年度は実施し

ております。

他の消防本部や各関係機関と連携した訓練も実施しておりまして、平成28年度につきましては、埼玉県第4ブロック緊急消防援助隊合同訓練、JR東日本株式会社と連携した列車事故想定訓練、第1回吉川市減災プロジェクトでは、自衛隊と連携した倒壊建物救出救助訓練、埼玉県防災航空隊と連携した機体誘導訓練などを行っております。迅速かつ的確な災害活動を行うため、今後ともさまざまな訓練を実施し、知識、技術の向上に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○長谷川真也議長 ただいまの答弁に対しまして、再質疑ありますか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 時間も経過していますので、手短かに二、三点だけ聞いておきます。

順不同ではありますが、非常備消防団、今後2年程度を展望していると。何を聞きたいかというところ、私が居住しているところの第7分団なのですが、吉川ときよみ野を包含する、5分団ですね。そろそろ消防団の詰所の全整備をという時期に入っているという情報は承っているのですが、今どんな状態なのかなど。場所、時期。そして、消防団の詰所は消防団詰所以外は使えないのか。例えばの話ですが、そこに地域の集会所、そういう供用、そういう可能性みたいなことについてちょっと確認をしておきます。やりたいとかやるべきだというようなことは置いておいて、考え方をひとつ伺っておきたいということです。

国庫支出金については、通信指令業務などが格段に充実してきましたけれども、今後こういう国庫支出金的にどんと出てやるような事業というのは近い将来あるのか、そんなにないのかという、これも確認だけであります。

適債事業については、適債事業の結果、どの程度効果というのは、有利な事業債に変えたいというお話だったけれども、変えた結果、年間どのぐらい有利子負債が減るといった効果があったのか。具体的な事実関係をもう一言加えていただきたいということでもあります。

救急医療連携と第3次医療機関の事例検討会と事後検証会。また、吉川松伏消防組合の内部でも、組織内での反省、検討、連携の確認みたいなことはあるのだろうと思います。先ほど私は遠藤議員の質問を實際上、きょう初めて知りまして、まだこういうことをやっているのかなとちょっと残念でしたけれども、こういうものこそ事後検証、事例検証みたいなものをしっかりやって、皆さんで共有して、こういうことがないように。私は、いささか表に出したくないような話こそ表に出していくというようなことで、本当に吉川、松伏にとっても大事な検証ですけども、こういう事例検証の中にそういうものを入れてもらって報告をして、何でこういうことが起こったのか。どうしたらミスが防げるかということをお互いに共有していく、そういう姿勢をできたら幅広く持っていただきたいなど。最後に、私の気持ちと希望的な期待を込めて発言をさせていただいて、終わりにします。よろしく申し上げます。

○長谷川真也議長 ただいまの再質疑に対しまして答弁を求めます。

田中文雄警防課長。

○田中文雄警防課長 ただいまの伊藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、1つ目の消防団の2年程度の更新計画というところで5分団の移転整備についてどのような状態、場所、時期なのかというようなご質問に対しましては、現在5分団の機械器具置場についても建てかえの対象とはなっております。ですが、現在どのような形で更新するかについては現在市と調整中ということになっておりますので、現在市からはまだ回答はいただいていないというような状況になっております。

それから、詰所の使い方についてでございますけれども、消防団の中には集会所の隣に機械器具置場があって、集会所を使用している消防団もございます。そのほかのところは機械器具置場として、下が車庫、2階が詰所というふうなことでございまして、こちらについては消防団車両のそういった備品、装備品がありますので、詰所を集会所として使うのはちょっと好ましくないのかなという考えではあります。

それから、事後検証のあり方ということで、先ほどの誤搬送の件についてどのように検証されていくかという質問でございますけれども、こちらについては救急隊長会議というものがございまして、そこの隊長の中で今回の件について当然してはいるのですけれども、再度ミスの防止について検証を重ねて、全職員に周知できるような体制を構築していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 小池稔総務課長。

○小池 稔総務課長 それでは、伊藤議員さんの再質問につきましてお答えいたします。

27年度から28年度におきましての国庫支出金の皆減というお話の中で、28年度につきましては国庫支出金を伴う事業がなかったということで、以降の国庫支出金等国庫補助金に係る事業といたしましては、一応消防に係ります国庫補助金に関しましては、おおむね緊急消防援助隊に登録されている車両の新たな整備、もしくは更新。近年の状況を見ますと新たな整備等につきましては優先的に補助金がついておりますが、車両の更新時にはおおむねつかないような状況もございまして、当消防組合の吉川署に配備しております救急車、こちらが緊急消防援助隊の登録車両でございまして、31年度更新整備を予定してございますが、当初予算で組めるか、そのような状況ではないと思っておりますが、いかんせん補助の申請等は一応する予定ではございますが、一応緊急消防援助隊の絡みでの国庫補助金というような形と、あとは消防の広域化とかに伴いまして新たに車両整備や庁舎の建設などを行う場合にはそういった国庫補助金などがございまして、国のほうの、大分前の話なのですが、そういった補助金の改革時に消防に関する補助金というのは余りなくなったような状況でございます。

続きまして、公債費につきまして、有利な公債費、適債事業を活用しているというところでござ

いまして、借り入れにつきましては、とかく交付税のほうの措置があるものを、可能な限りそちらのメニューで借り入れのほうをしているという状況でございます。

なお、こちらの交付税の措置でございますが、あくまで当消防組合のほうに措置されるのではなく、構成市、町のほうの交付税の歳出ベースの積算として、当消防組合の負担金でかかる支出分で消防団車両の更新整備に伴いまして借り入れたお金の償還の30%とか70%、そういったところは歳出ベースで見ますというような形になっておりまして、そちらの公債費の金額のほうを構成市、町のほうに資料提供してございますので、こちらでも把握しておかなければならないのですが、実額の金額等々につきましてはちょっと把握はしていないような状況でございます。交付税につきましても、歳出ベース、歳入ベースで積算の上、余剰がある場合に交付税措置されているようなところでございますので、実額的な金額のところのご説明ができないような状況でございます。

以上でございます。

○長谷川真也議長 次に、4番、遠藤義法議員の質疑を許可いたします。

通告第2号、4番、遠藤義法議員。

○4番 遠藤義法議員 4番の遠藤ですが、第7号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について2点にわたって質問させていただきます。

28年3月から吉川松伏消防組合のシステムが大きく変わって、高機能消防指令システム、これが導入されたということであります。こういった中で、管理者からも報告がありましたけれども、まず1つ目はGPSを活用した出動車両動態監視装置の運用、これを始めた。それから、各署所の情報共有システムを、迅速な災害対応を図るための次世代広域イーサネットの導入を図ったと。それから、聴覚、言語障害者を対象とした、スマートフォン等のメール機能を活用して通報するネット119の導入。それから、高所監視カメラの設置と、こういうことが挙げられております。こういった中で、1年間の運用効果、そしてまたその実績についてお伺いをいたします。

2点目は、消防計画の中でも、火災予防指導、監察、こういった事項が掲載されておりますけれども、さまざまところでこういった火災等が起きている。化学物質を扱う工場あるいは商業施設、飲食店の災害を未然に防ぐ、こういった中で大事なのは、査察や指導を効果的に行えるように、防火危険物施設管理システムの更新、そして多様化する災害に応じた車両資機材等の整備を図ってきました。そういった点で、この1年間、査察結果、そして指導件数、改善を図った内容等あればお伺いをいたします。

以上、第1回目の質問を終わります。

○長谷川真也議長 4番、遠藤義法議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

山崎隆行指令室長。

○山崎隆行指令室長 指令室長の山崎です。よろしく申し上げます。遠藤議員のご質問にお答えします。

1点目の高機能消防指令システムが28年3月から運用開始された。次の項目について、1年間の効果と実績についてのうち、1番目のGPSを活用した出動車両動態監視の運用についてでございますが、GPS端末を積載した車両が常に自車位置を送信し、指令台の地図上で確認できる装置でございます。以前よりこの装置は搭載されておりましたが、新たな機能が備わり、19台の車両に積載されております。この装置は、災害発生場所までの走行ルートに使用しております。また、車両位置を把握することで、一番近くの車両を現場に急行させております。

2番目の各署所の情報共有システムを迅速な災害対応を図るための次世代広域イーサネットの導入についてでございますが、専用回線を使用して音声やデータを送受信する回線でございます。指令データや監視カメラ映像などを送受信し、出動指令や各署一斉放送も可能となっております。万が一の故障のときは副回線に切りかわり、確実に指令放送が可能となっております。

次に、3番目の聴覚、言語障害の方を対象としたネット119でございますが、スマートフォンなどのメールを活用して通報するシステムでございます。現在、吉川市では10名、松伏町では3名の方が登録されております。現在まで吉川市内で1件の救急要請があり、病院に搬送しております。

4番目の高所監視カメラの設置についてでございますが、各署の玄関、車庫前、屋上に設置しております。これまでに3件の災害を発見し、延焼の拡大を防いでおり、ほかにも災害場所を映し出して、延焼状況などの情報を活動隊に送っております。

今回の消防指令システムは、操作性、情報量も向上し、非常に扱いやすくなっており、導入前とでは指令までの操作時間が約14秒短縮しております。今後につきましては、消防指令システムの性能を理解して、迅速な出動指令を心がけるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 戸井田勉次長。

○戸井田 勉次長 2点目の査察結果と指導件数、改善と内容はについてでございますが、当消防組合の管内には約2,400件の防火対象物や危険物施設がございます。平成28年度の立入検査実施件数につきましては、138件の立入検査を実施いたしております。実施した138件のうち、消防用設備などの未設置、防火管理に関する違反や消防用設備等点検結果報告書の未提出など67件に法令違反がございました。このうち、51件の法令違反は是正がなされ、残る法令違反につきましても、改善計画書を提出させ、是正に向かい指導を行っているところでございます。

今年度につきましても、本日までに102件の立入検査を実施しているところでございます。前年度同様に、防火管理に関する違反や消防用設備等点検結果報告書の未提出など50件に法令違反がございましたことから、改善指導を行い、28件が是正されているところでございます。

今後につきましても、防火危険物施設管理システムを活用し、立入検査を効率的に行うとともに、法令違反のある施設には指導強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 ただいまの答弁に対しまして、再質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第7号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、第7号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。



◎第8号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第7、第8号議案 平成29年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第8号議案 平成29年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,510万6,000円を増額し、予算の総額を17億4,433万7,000円とするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、先ほど承認を賜りました平成28年度決算に伴い、前年度繰越金を増額するものでございます。

歳出の主な内容といたしましても、決算による繰越金を常備消防費分及び非常備消防費分にて算出し、構成市町に償還し、負担金を清算するものでございます。

債務負担行為の追加など詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○長谷川真也議長 地引二郎消防長。

○地引二郎消防長 それでは、第8号議案 平成29年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）につきまして説明させていただきます。

お手元の補正予算書7ページ、8ページをお開きください。歳入の1款吉川市負担金でございま

すが、吉川市消防団第12分団器具置場改修工事に要する費用として495万8,000円を増額するものでございます。

次に、6款前年度会計繰越金でございますが、先ほど認定を賜りました平成28年度決算におきまして歳入歳出差引残額5,469万6,101円が生じたので、平成29年度当初予算に繰越金として計上いたしました500万円を差し引いた4,969万6,000円を増額するものでございます。

次に、7款諸収入でございますが、松伏消防署に配備しております救急車が出動途上、松伏町大字田島地内において停車中の複数台車両の右側を緊急走行中、途中にいた相手車両が右折した際に接触し、左サイドミラー及び左側面を破損する事故が発生し、修理費用として、加入する保険団体から自動車共済受入金35万2,000円を増額するものでございます。

次に、9款寄附金につきましては、東彩ガス株式会社様より消防力の向上に役立てていただきたいとの寄附の申し出があり、10万円を受納するものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをお開きください。歳出の3款消防費、説明欄上段の財務管理事業でございますが、歳入にてご説明いたしました常備消防費繰越金を負担金に係る清算金として吉川市に2,471万5,000円、松伏町に1,402万4,000円の計3,873万9,000円の負担金割合に応じ、それぞれ償還するものでございます。

次に、車両資器材管理事業でございますが、歳入にて申し上げましたとおり、救急車の修理費用におきます修繕料35万2,000円、寄附の意向を踏まえ、市町民に対する消防訓練などで活用するための機械器具費10万円を増額するものでございます。

次に、吉川市及び松伏町消防団運営事業におきます非常備消防費償還金でございますが、非常備消防費繰越金のうち、吉川市消防団分630万7,000円を吉川市に、松伏町消防団分465万円を松伏町にそれぞれ収支に応じ償還するものでございます。

次に、吉川市消防団器具置場維持管理事業でございますが、第12分団器具置場におきます区画の土どめ部分が隣接する民地側田んぼにせり出し、ホース乾燥塔も傾いている状況であり、簡易トイレにおきましてもさきの台風により破損している状況でありますことから、早期の改修工事費として495万8,000円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。第2表、債務負担行為補正でございますが、気象観測装置オーバーホール事業を追加するものでございます。風速など災害支援情報を把握するための気象観測機器におきましては、気象庁の定める検定期間が平成30年6月の満了となっており、観測機器のオーバーホールの工期及び検定の認定申請に期間を要しますことから、平成29年度中の契約が必要となり、追加するものでございます。

以上で、第8号議案 平成29年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○長谷川真也議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては、通告がされておられませんの

で、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第8号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、第8号議案 平成29年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○長谷川真也議長 以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第4回吉川松伏消防組合議会定例会を散会いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時24分